

受入廃棄物の抜取検査及び中間検査の結果について（令和3年度）

当センターでは、搬入される廃棄物が当センターの定める受入基準（判定基準）に適合しているかを確認するため、受け入れた廃棄物を採取し、分析する「抜取検査」を実施しています。

また、平成27年度より、一般廃棄物焼却施設のばいじん処理物を対象に、毎年の契約更新時の分析結果の報告に加え、年度途中で排出事業者自らが実施する年3回の検査結果の報告を求め、受入基準の遵守状況を確認する「中間検査」を実施しています。

令和3年度の抜取検査及び中間検査の実施状況とその結果について、以下のとおりお知らせします。

(1) 検査結果

① 抜取検査

<重金属等>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
検査数（件）	1	57	116	66	47	51							338
基準超過（件）	0	1	0	0	0	0							1

<ダイオキシン類>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
検査数（件）	0	15	23	12	10	19							79
基準超過（件）	0	0	0	0	0	0							0

② 中間検査

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
結果報告（件）	0	17	27	18	45	20							127
基準超過（件）	0	0	0	0	0	0							0

(2) 判定基準超過事案について

抜取検査及び中間検査の結果、判定基準を超過した事案は以下のとおりです。基準超過が判明した場合は、搬入停止の措置を講じ、基準超過が判明した廃棄物の持ち帰りを徹底することで適正な廃棄物の受入に努めています。また、排出事業者による改善が確認された事案については速やかに搬入を再開することとしています。

① 抜取検査による超過事案

事業所	廃棄物の種類	超過項目 分析結果（基準値）	採取日	改善報告書 受理日
			搬入停止日	搬入再開日
1 芦屋市環境処理センター	ばいじん処理物	鉛又はその化合物 2.4mg/L (0.3mg/L)	R3.5.6	R3.6.14
			R3.5.18	R3.6.22

② 中間検査による超過事案

事業所	廃棄物の種類	超過項目 分析結果（基準値）	採取日	改善報告書 受理日
			搬入停止日	搬入再開日
中間検査による基準超過事案はありません				

※当センターでは各処分場において、放流水、周辺海域の水質調査等を定期的実施し、環境保全面で問題がないことを確認しています。

当センターが公表している放流水や周辺海域の水質調査結果は以下のとおりです。

< 周辺環境の調査結果: <http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/business-summary/maintenance-information> >

本件に関するお問い合わせは本社業務課（TEL：06-6204-1722）まで